

**「新宿区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」
の神楽坂三・四・五丁目地区地区計画における壁面後退の適用除
外の認定基準**

新宿区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成 19 年新宿区条例第 57 号)別表第 2 第 4 号神楽坂三・四・五丁目地区地区整備計画の壁面の位置の制限の項ただし書に規定する区長が認める避難経路とは、神楽坂三・四・五丁目地区地区計画における地区施設(避難経路)及び壁面後退の適用除外の認定基準(令和 5 年 8 月 21 日決定 5 新都景第 223 号)の規定に適合する避難経路とする。

(参考)

「神楽坂三・四・五丁目地区地区計画」における地区施設(避難経路)及び壁面後退の適用除外の認定基準

東京都市計画地区計画神楽坂三・四・五丁目地区地区計画の計画図に示す地区施設の避難経路及び壁面の位置の制限 9 号について、計画図に示す位置以外の位置に区長が認める避難経路を確保する場合の基準を以下のとおり定める。

第 1 条 地区施設の避難経路及び壁面の位置の制限 9 号について、計画図に示す位置以外の位置に区長が認める避難経路を確保する場合とは、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。)第 42 条第 3 項の規定により水平距離を指定した道路(延長距離が 20 メートルを超えるものに限る。)の終端から 20 メートルの範囲内に、災害時のみに、現に存する法上の道路へ避難することができる経路(以下「避難経路」という。)が、計画図に示される位置以外の位置に確保されている場合とする。

第 2 条 前条に規定する避難経路は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 避難経路の幅員が 60 センチメートル以上、高さが 2.5 メートル以上であること。
- (2) 避難経路の出入口の構造は、緊急時において容易に避難することができる構造であること。
- (3) 当該避難経路となる土地及びその土地に存する建築物の所有権を有する者が、次に掲げる事項について定めた協定を区と締結していること。
 - ア 当該避難経路の整備及び維持管理に関すること。
 - イ 当該避難経路となる土地に存する建築物を建て替えた後において、引き続き避難経路を確保すること。

附則

この基準は、令和 5 年 10 月 17 日から施行する。